



あなたの子育てを、一緒に協力してサポート ファミリー・アテンダント事業

12月から下記の子育て家庭を対象に「見守り訪問員による定期訪問」と「伴走支援員による育児の伴走支援」の2つの訪問支援を行う「東久留米市ファミリー・アテンダント事業」が始まります。対象者には11月中旬～下旬に通知を送付します。申し込み方法など、詳細は通知をご覧ください。
☎こども家庭センター母子支援係 ☎042・420・6742



見守り訪問員による定期訪問

対象 令和5年12月以降に出生し、生後5カ月～1歳を迎える月までの乳児を養育する家庭

月1回、市の委託を受けた見守り訪問員が事前に予約いただいた日時にご自宅を訪問し、お子さんや保護者の方の状況をお伺いするほか、困りごとや悩みの聞き取りおよび子育て情報などの提供を行います。

訪問後に
育児用品カタログの中から
好きな育児用品
(紙おむつや離乳食など)
を無料でお届け！



伴走支援員による育児の伴走支援

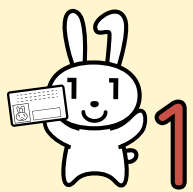
対象 見守り訪問員による定期訪問を受けた家庭

伴走支援員が育児の不安や悩みの解消にむけて一緒に考えたり、家事・育児に関するさまざまな活動を保護者の方と一緒にを行います。



たとえば
こんな活動をサポート

- ・赤ちゃんの授乳・沐浴・おむつ替え
- ・洗濯・買い物などの家事
- ・公園で一緒に遊ぶ
- など



マイナンバーカードがあれば 市役所に行かなくても各種証明書を 取得できます

☎課税・非課税証明書について＝課税課市民税係 ☎042・470・7725
納税証明書について＝納税課管理係 ☎042・470・7729
その他の証明書・コンビニ交付について＝市民課住民記録窓口係 ☎042・470・7722

安くて早い コンビニ交付



市HP
(コンビニ交付)

コンビニなどに設置してあるマルチコピー機(キオスク端末)で、証明書を取得できます。



いつでもどこでも オンライン申請



市HP
(オンラインで
できる手続き)

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請することで、証明書が自宅に郵送で届きます。
※証明書発行手数料に加え、郵送料がかかります。

それぞれ次の項目から申請できます
届出・証明「住民票の写しの郵送での交付」
税・保険「市・都民税課税(非課税)証明書申請」
年金「納税証明書申請」

対象の証明書

- ・住民票の写し
- ・課税・非課税証明書
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
(コンビニ交付のみ)
- ・戸籍全部・個人事項証明書
(コンビニ交付のみ)



市LINE公式アカウントを 友だち追加しておく より便利に！

メニュー画面の
「証明書」をタップする
ことで簡単にアクセスで
きます。



市LINE公式
アカウント



5 年度決算の概要をお知らせします

図財政課 ☎042・470・7706

5 年度の一般会計決算額は、歳入額が513億3,205万7,244円、歳出額は486億8,839万4,041円となりました。

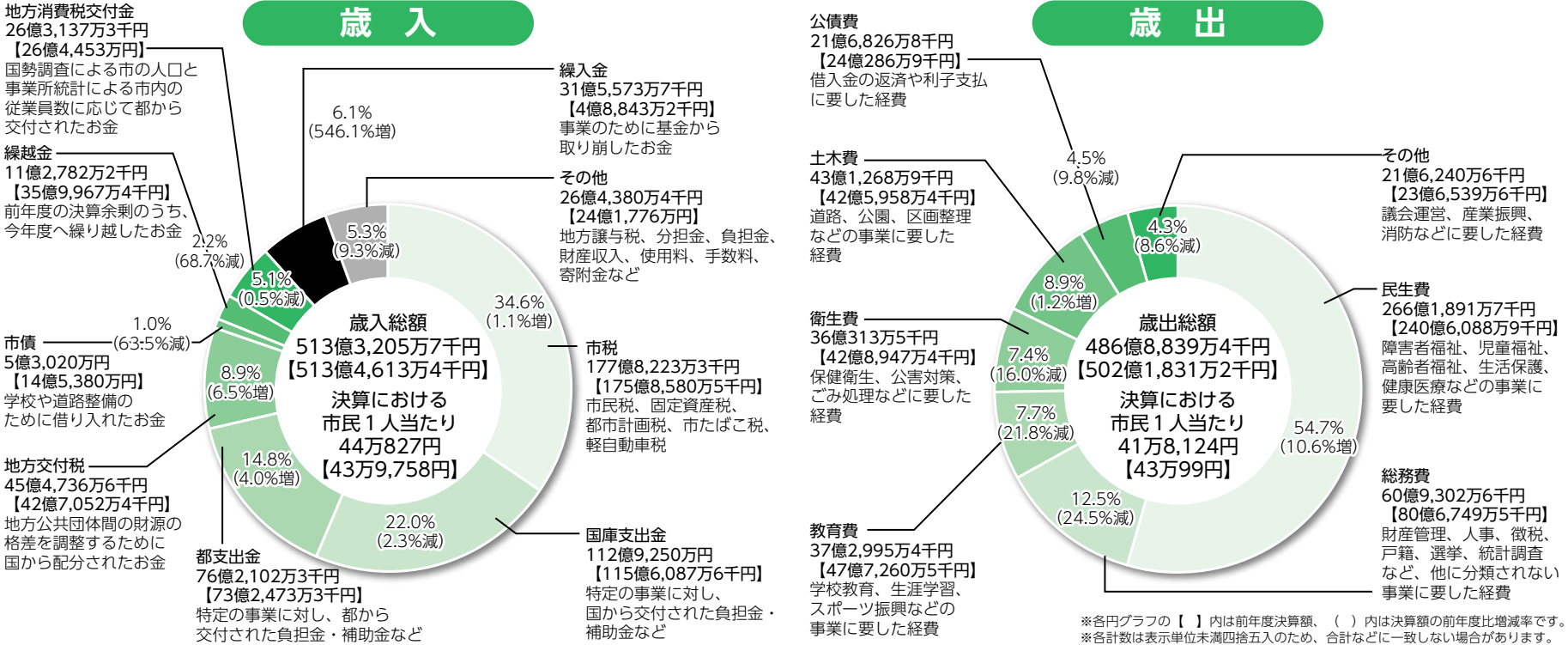
また、一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3つの特別会計を合計した歳入額は、775億445万1,363円、歳出額は747億5,642万1,493円となりました。下水道事業会計の収益的収入は、22億7,855万3,126円、収益的支出は、21億6,788万4,211円、資本的収入は、9 億6,240万1,321円、資本的支出は、14億6,680万747円となりました。

一般会計の歳入は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金や学校施設環境改善交付金などの国庫支出金が減少したほか、普通財産売払代金や地方債の減少などにより、歳入総額は前年度に比べて減少しました。

歳出は、基金積立金のほか予防接種委託などの衛生費の減少や小・中学校の大規模・中規模改修工事などの教育費の減少などにより、歳出総額は前年度に比べて減少しました。

一般会計

一般会計は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心に、地方交付税や国・都支出金、市債などを財源として、福祉、道路等のインフラや公共施設の整備、教育、保健衛生など、市民生活を支える基本的経費が計上されています。



市税収入の状況 ※ 6 年 3 月 31 日現在の人口：11万6,445人

税目	5 年度	
	決算額	市民一人当たり
個人市民税	79億7,373万円	6万8,476円
法人市民税	6億2,874万円	5,400円
固定資産税	70億1,887万円	6万276円
都市計画税	13億8,224万円	1万1,870円
市たばこ税	6億4,569万円	5,545円
軽自動車税	1億3,296万円	1,142円
合計	177億8,223万円	15万2,709円
(参考：4 年度決算額)	175億8,581万円	15万615円

目的別支出の状況(主な内訳)

目的	5 年度	
	決算額	市民一人当たり
総務(総務費)		
一般管理	9億4,424万円	8,109円
財産管理	5億1,655万円	4,436円
行政管理	5億5,155万円	4,737円
コミュニティ振興	2億2,988万円	1,974円
徴税	4億7,298万円	4,062円
福祉(民生費)		
高齢者	40億554万円	3万4,399円
障害者	47億3,418万円	4万656円
子育て	104億8,752万円	9万64円
生活扶助	42億5,594万円	3万6,549円
環境・ごみ処理(衛生費)		
保健衛生	17億1,886万円	1万4,761円
公害対策	7,287万円	626円
清掃	18億1,140万円	1万5,556円
産業振興(農林業費・商工費)		
農業	9,410万円	808円
商工	2億5,153万円	2,160円
生活基盤(土木費)		
道路	27億8,584万円	2万3,924円
河川	3,831万円	329円
公園	1億6,198万円	1,391円
教育・文化(教育費)		
小学校	15億5,854万円	1万3,384円
中学校	7億7,306万円	6,639円
図書館	4億138万円	3,447円
生涯学習センター	9,902万円	850円
社会教育	1億1,403万円	979円
スポーツ	3,531万円	303円
防災(消防費)		
消防	15億1,324万円	1万2,995円
借金返済(公債費)		
市債元金利子償還	21億6,827万円	1万8,621円

性質別支出の状況

性質	5 年度		4 年度	
	決算額	市民一人当たり	決算額	市民一人当たり
人件費	63億5,280万円	5万4,556円	61億2,072万円	5万2,421円
扶助費	172億5,371万円	14万8,170円	161億4,763万円	13万8,298円
公債費	21億6,827万円	1万8,621円	21億3,055万円	1万8,247円
物件費	77億9,014万円	6万6,900円	81億7,768万円	7万38円
維持補修費	1億2,902万円	1,108円	1億2,966万円	1,110円
補助費等	47億4,923万円	4万785円	53億5,616万円	4万5,873円
積立金	23億5,197万円	2万198円	29億3,874万円	2万5,169円
投資及び出資金・貸付金	0円	0円	0円	0円
繰出金	49億814万円	4万2,150円	46億3,533万円	3万9,700円
前年度繰上充用金	0円	0円	0円	0円
投資的経費	29億8,112万円	2万5,601円	43億1,680万円	3万6,972円

※性質別の金額は、「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」の数値を組み替えて作成した決算統計(地方自治体の決算についての統計)上の数値です。

市有財産の状況

財産	現在高	市民一人当たり
土地(公園や施設の敷地など)	594,585.92㎡	
建物(学校や生涯学習センターなど)	199,741.99㎡	
工作物(防火貯水槽など)	1,701カ所	
物権(地上権)	5,547.53㎡	
出資による権利(出資金や出えん金)	2,248万3千円	193円
物品(自動車や地域防災無線など)	179点	
債権(施設借上敷金など)	1,759万5千円	151円
基金(財政調整基金など)	112億7,014万2千円	9万6,785円

※基金現在高には特別会計に属するものも含まれています。

市債借り入れの状況

発行目的	残高	市民一人当たり
下水道債	51億5,890万8千円	4万4,303円
土木債	17億2,891万4千円	1万4,847円
教育債	33億8,389万8千円	2万9,060円
総務債	2億5,195万円	2,164円
民生債	2億8,169万円	2,419円
衛生債	9,742万円	837円
消防債	2億4,231万8千円	2,081円
その他(減税補てん債、臨時財政対策債など)	168億4,791万8千円	14万4,686円
合計	279億9,301万6千円	24万397円
(参考：4 年度末残高)	294億9,319万5千円	25万2,597円

5 年度に実施した主な事業

総務費	
再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業	1億7,326万3千円
窓口デジタル化事業	3,869万7千円
民生費	
(仮称)こども家庭センター開設準備事業	2,956万円
衛生費	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	3億7,670万7千円
農林業費	
原油価格・物価高騰対応農業用機器等整備支援事業	1,201万4千円
商工費	
ふるさと納税による寄附者への贈呈品送付事業	4,298万6千円
土木費	
道路舗装補修事業	2億8,696万4千円
放置自転車等対策事業	6億4,907万1千円
デマンド型交通運行事業	2,940万1千円
東3・4・13号線及び東3・4・21号線整備事業	9億7,828万2千円
消防費	
消防事務委託事業	13億1,050万6千円
教育費	
小・中学校改修事業	2億2,324万4千円

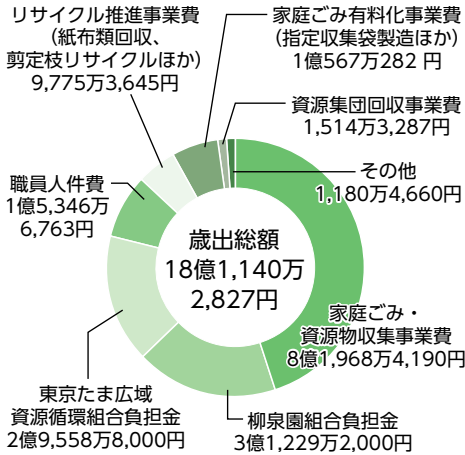
家庭ごみの収集状況などについてお知らせします

市では、平成29年7月に家庭ごみの戸別収集(小型廃家電類を除く)を開始し、同年10月に燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの3品目について、家庭ごみ処理の有料化を開始しました。

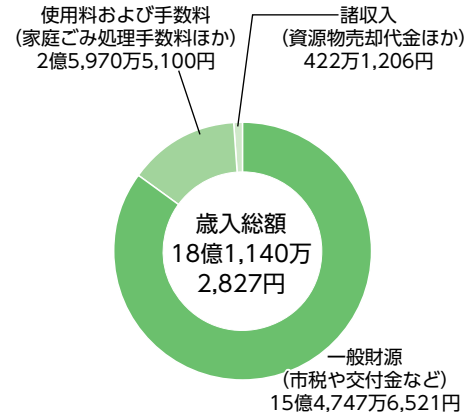
現時点において、家庭ごみの排出状況、ごみと資源物の処理や再資源化に係る経費など、多くの問い合わせをいただいている内容や、市からのお願いなどについてお知らせします。
ごみ対策課 ☎042・473・2117(八幡町2-10-10)

5年度のごみ処理経費

◆歳出



◆歳入



5年度におけるごみ処理に係る経費(清掃費)の歳入・歳出決算総額は、それぞれ18億1,140万2,827円となりました。前年度から約3,473万円の増加となっており、歳出総額のうち14億2,756万4,190円(約79%)が、排出されるごみの処理に必要な不可欠な家庭ごみ・資源物収集事業費や、柳泉園組合負担金および東京たま広域資源循環組合負担金で占められています。

歳入は、家庭ごみ処理手数料を含む使用料および手数料の2億5,970万5,100円や、資源物売却代金などの諸収入の422万1,206円を特定財源として、ごみ処理に係る歳出の一部に充当しているものの、大部分である15億4,747万6,521円(約85%)は市税や交付金などの一般財源となっています。

ごみと資源物の収集量の比較

(単位: トン)

項目	平成28年度 (有料化前)	令和4年度	令和5年度
燃やせるごみ	16,383	13,884	13,454
燃やせないごみ	2,206	1,743	1,870
粗大ごみ	77	100	90
有害ごみ	36	35	35
ごみ小計	18,702	15,762	15,449
資源物	6,092	7,101	6,544
うち、容器包装プラスチック	1,494	1,793	1,536
行政収集総量(※1)	24,794	22,863	21,993

※1 行政収集総量＝市で収集したごみと資源物の合計量であり、集団回収や、中間処理場への持ち込みごみを含まないもの。

項目	平成28年度 (有料化前)	令和4年度	令和5年度
1人1日あたりの排出量(g)(※2)	580.6	535.6	515.2
総資源化率(%)	37.1	37.9	37.3

※2 行政収集総量÷(人口×365日)により算出(人口は各年10月1日時点を使用)。

行政収集総量は、有料化実施後、各年度において有料化実施前の平成28年度と比較して減少しており、5年度は前年度から約4%減少しています。各項目の推移は、燃やせるごみの収集量が前年度から約3%減少、燃やせないごみの収集量が前年度から約7%増加し、資源物のうち、容器包装プラスチック収集量は前年度から約14%減少しました。

市では、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示す一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月策定)において、令和18年度末までに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を「505g」とすることを目標にしています。家庭系ごみのさらなる減量や、適切な資源の再利用に向けて、市民の皆さんのご協力をお願いします。

ごみの減量に向けた市の取り組み

まだ使える品物のリユース

ご家庭で使わなくなった次の品物がありましたら、ごみ対策課までお持ちください。

■フードドライブ(食品の回収)

食品ロスの削減を目的として、ご家庭で使いきれない食品を集め、福祉団体などの必要としている方々へ寄付する取り組みです。

回収できるもの

- 未開封で破損していないもの(賞味期限等の表示が見え、中身に影響がない程度の破損は可)
- 賞味期限まで2カ月以上あるもの(米・塩・砂糖・ガムなどを除く)
- 常温保存が可能なもの

回収できないもの

生鮮食品、酒類など



市HP

■リユースチャレンジ(おもちゃ類・食器類の回収)

ご家庭で使わなくなった、でもまだ使える「おもちゃ類」と「食器類」を回収する取り組みです。回収した品物は海外でリユースされます。

回収できるもの

ぬいぐるみ、模型、ボードゲーム・カードゲーム・ラジコン・スポーツ用品・椀・皿・コップ・鍋・フライパン・ティーポットなど

回収できないもの

- 稼働するのに電源コードが必要なもの
- 破損・汚損により使用できないもの
- 回収ボックス(幅85cm×奥行45cm×高さ75cm程度)に入らない大きさのもの



市HP

ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」

市では、令和5年4月よりコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社と協働し、使用済みペットボトルを回収・リサイクル処理した上でペットボトルとして再生し、飲料の容器として用いる、ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」に取り組んでいます。

この取り組みにより、石油由来原料からペットボトルを作る場合と

比べて約60%のCO2を削減することができます。

「ボトルtoボトル」には、きれいなペットボトルの回収が必要不可欠になります。引き続き、ペットボトルの適切な排出にご協力をお願いします。

ごみの出し方について

ごみ分別カレンダー

地区	東地区	西地区
曜日	上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町、東本町、新川町、浅間町、学園町、ひばりが丘団地、本町、南沢、中央町	小山、幸町、前沢、南町、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生
月	容器包装プラスチック・PETボトル	燃やせるごみ・びん
火	燃やせるごみ・びん	容器包装プラスチック・PETボトル
水	燃やせないごみ・有害ごみ	燃やせないごみ・有害ごみ
木	缶・紙類・布類	燃やせるごみ・びん
金	燃やせるごみ・びん	缶・紙類・布類

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。
ごみと資源物の収集は、その日の交通事情、天候や排出量の影響を受けるため、毎日同じ時間に収集することを確認できるものではありません。また、収集車が収集した後に出されたごみ・資源物については、再度の収集はしていませんのでご注意ください。

ごみの分別方法については市HPからごみ分別辞典「ごみサク」もご覧ください。

■電話以外でも粗大ごみの申し込みができます

電話での粗大ごみ収集の申し込みは、月曜日や休日の翌日、午前8時半の受付開始直後に集中し、電話が繋がりにくくご迷惑をおかけしてしまうことがあります。

インターネット、FAX、LINEでも申し込みができ、24時間受け付けていますので、ぜひご利用ください。

受付電話番号 ☎042・473・2118(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分受け付け)

受付FAX番号 FAX042・477・6755(24時間受け付け)



市HP(ごみサク)



粗大ごみ
インターネット
受付フォーム
(24時間受け付け)

市LINE公式アカウントを友だち追加しておくにより便利に！

市LINE公式アカウントでは、粗大ごみの申し込みや、ごみ分別辞典「ごみサク」での検索、ごみの日通知の登録などを行うことができます。

ごみの日通知の登録を行うと、収集日の前日午後7時に、翌日出せるごみの種類をお知らせします。ぜひご利用ください。



市LINE
公式アカウント

メニュー画面の
「ごみ」から
アクセスできます



捨てる方に注意が必要なもの

リチウムイオン電池等使用製品



実際の発火事故の様子
(画像提供：東京消防庁)

リチウムイオン電池をはじめとした小型充電式電池は、日常生活で使用するさまざまな機器に使用されています。これらを使用した製品が、指定収集袋の中に混入することにより、ごみ処理過程での発煙・発火事故の原因となっています。指定収集袋には入れず、正しい分別にご協力をお願いします。

リチウムイオン電池等使用製品の例 モバイルバッテリー、ゲーム機、ハンディー扇風機、デジカメ、コードレス家電、電動歯ブラシ、音楽プレーヤー、タブレット端末など



市HP

モバイルバッテリー、電子タバコ、電気シェーバー、電動歯ブラシ(特定4品目)

有害ごみの日(水曜日)に出してください。

出し方 戸建て住宅にお住まいの方は、特定4品目のみを透明または半透明の袋に入れて出してください。共同住宅にお住まいの方で、有害ごみ専用回収容器がある場合には容器に直接入れてください。有害ごみ専用回収容器がない場合には特定4品目のみを透明または半透明の袋に入れて出してください。なお、出す際には、端子部分をビニールテープなどで絶縁処理してください

特定4品目以外で、リチウムイオン電池等を製品本体から取り外せる場合

取り外した電池は、ビニールテープなどで+極とー極を絶縁した上で、リサイクル協力店にお持ちいただくか、リサイクルBOX(市役所本庁舎やごみ対策課に設置)に入れてください。電池以外の部分は、材質によって分別して捨ててください。

特定4品目以外で、リチウムイオン電池等を製品本体から取り外せない場合

小型家電回収ボックス(市役所本庁舎やごみ対策課、地域センターなどに設置)に入れてください。



パソコン

市では、「小型家電リサイクル法」の認定業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を締結し、家庭で不用になったパソコンの宅配便を活用した無料回収、リサイクルを進めています。詳細は市HPをご覧ください。



市HP

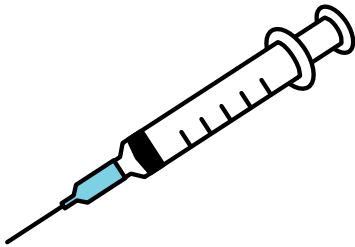
回収手順

- ① 同社HPまたは同社お問い合わせ専用窓口 ☎0570・085・800(午前10時～午後5時)から申し込み
 - ② 不要なパソコンをダンボールに詰める
 - ③ 宅配業者(佐川急便)が希望日時に回収
- ▼ パソコンを含む1箱分の回収料金・リサイクル料金が無料
 - ▼ 古くても、故障していても「どんなパソコン」でも回収可能
 - ▼ パソコンと一緒に、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能
- ※ 上記のほか、パソコンメーカーによる回収もあります。回収方法・料金等の詳細は、各メーカーに確認してください。

ご自宅で使用した注射針(在宅医療廃棄物)

収集作業時に針刺し事故が発生しています。インスリン自己注射などの在宅医療に係る使用済み注射針は、ごみとして出さず、処方を受けた医療機関(病院・診療所)または薬局に返却してください。東久留米市薬剤師会では、在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。

なお、輸液パックなどについては、衛生処理の観点から燃やせるごみにお出しく下さい。



市HP



12月2日(月)納期限	
納期内納付にご協力ください 国税課 ☎042・470・7729	
国民健康保険税	第5期
後期高齢者医療保険料	第5期
介護保険料	第5期

国民健康保険高額療養費(外来年間合算)支給申請の勧奨通知を送付します

年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担を軽減するため、自己負担額の年間上限額(14万4千円)を超えた世帯へ、12月中旬に支給申請の勧奨通知を送付します。

計算対象期間 5年8月1日～6年7月31日
対 7月31日現在、70歳以上75歳未満で所得区分が一般または非課税世帯の方
国民健康保険係 ☎042・470・7733

交通事故などに遭った場合の治療と国民健康保険・後期高齢者医療制度

交通事故・傷害事件・他人の飼犬に噛まれた・飲食店での食中毒など、他人の行為が原因で負傷や病気になった場合の医療費は、被害者に過失がない限り、原則相手(加害者)が全額を

負担することになるため、保険診療にする必要があります。

ただし、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入の方で、保険診療を希望される場合は、まず保険年金課にご連絡ください。届出により保険診療を受けることができる場合があります。

連絡および届出前に示談などをした場合や、届出がない場合は、保険診療にできなくなる場合があります。国民健康保険係 ☎042・470・7733 課高齢者医療係 ☎042・470・7846



ファミサポカフェ

地域の子育て支援を利用したい人・手伝いたい人の交流カフェです。

12月12日(木)午前10時～正午(時間内出入り自由)
市民プラザホール(市役所1階)

保育付きカフェ、事業説明会(予約不要、チラシをねじってリリース作り)
本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)

直接ファミサポセンター ☎042・475・3294へ



市社協

第6回生き生き高齢者作品展展示作品を募集します

高齢者の皆さん、日頃のサークル活動や趣味活動で創作した作品を展示してみませんか。
日 7年1月17日(金)午前9時～20日(月)正午(作品の搬入は1月16日(木)午後0時10分～3時、搬出は1月20日(月)午後0時10分～2時)
場 生涯学習センター2階、第1～4集会学習室
対 60歳以上の市民の方
他 応募作品などの規格などは右表参照(一人一作品限り)
費 無料
注 ▼作品展示位置は、主催者が指定します ▼電源は使用できません ▼主催は生き生き健康の会
申 12月11日(木)までに(必着)、往復はがきに「高齢者作品展参加」と明記し、作品の種目とサイズ(縦・横・高さをメートル法で記入)・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、〒203-0044、柳窪2-15-56、佐藤宛て郵送を
問 同会・佐藤 ☎090・5396・4544

表 第6回生き生き高齢者作品展規格	
種目	内 容
手工芸	各種フラワー・藤工芸・木目込み人形(いずれも50cm×50cm以内)、和紙ちぎり絵(10号以内)、和紙工芸、手縫ネクタイ、皮工芸、手編み、紙粘土、押し花絵(10号以内)、七宝焼き、パッチワーク、和裁、洋裁
陶芸	40cm×40cm以内
彫刻	縦40cm×横40cm×高さ70cm以内
美術	油絵・水彩画・デッサン・版画(いずれも10号まで)、日本画、水墨画
写真	パネル(額付き全紙以内)
書道・ペン習字	半切り・茶掛け(裏打ち以上)、掛け軸(条幅以内)、額(50cm×90cm以内で釈文を付ける) ※すべて風鎮なし
短歌・俳句・俳画	色紙または短冊
その他	絵手紙、てん刻、カリグラフィーなど

認知症介護者家族会 ～認知症の方を介護するご家族の交流会～



認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていませんか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。12月は東部・西部地域包括支援センター主催です(中部地域包括支援センターは1月に開催します)。事前にお申し込みの上ぜひご参加ください。

参加者の声

認知症という病気だから仕方がないと思いつつ、イライラしてしまい、気持ちのやり場がありませんでした。
別居の家族もなかなかかわってくれません。この家族会で他の人も同じように苦労していることがわかり、気持ちが楽になりました。

◎東部地域にお住まいの方

対象地域 上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山
日 場 12月17日(火)午後1時15分～2時半。東部地域センター会議室2
申 問 東部地域包括支援センター ☎042・428・7788または ☎042・473・9996へ

◎西部地域にお住まいの方

対象地域 前沢四・五丁目、滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生
日 場 12月13日(金)午後1時15分～2時半。西部地域センター第2講習室
申 問 西部地域包括支援センター ☎042・472・0661へ



住環境

Jアラート全国一斉
情報伝達試験

日11月20日(水)午前11時頃
内防行政無線から「これはJアラートの試験です」との試験放送が流れます



国民保護
ポータルサイト

・7769
・470
・470
・470



野外焼却はやめましょ

一般廃棄物(家庭ごみなど)や産業廃棄物は法令で処理方法が定められており、野外での焼却は原則禁止されています。詳細は市HPをご覧ください。

野外焼却をしないために一般廃棄物や家庭ごみは、次のような方法で処理しましょう。

▼自宅の落ち葉や剪定枝は敷地がある場合には埋め戻す▼燃やせるごみとして小出しにする(剪定枝は電話予約により、ごみ対策課で回収します)

野外焼却の例外的焼却を行う場合は、焼却禁止の例

外事項に該当する場合があります。

▼伝統的行事、風俗慣習的行事のための焼却行為II
お焚き上げ・お祭りなど▼
学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為II

また、やむを得ず焼却禁止の例外行為を行う場合は、次の事項を順守し、周辺の生活環境に配慮しましょう。

▼枝木や落ち葉はよく乾燥させる▼量は必要最低限にする▼時間は極力短くする▼天候、風向き、時間帯を考慮する

ただし、例外事項に該当する場合でも、周辺からの通報や苦情が発生した場合、現場での指導の対象になります。

環境政策課 ☎042・470・7753、ごみの出し方についてはごみ対策課 ☎042・473・2117

エアゾール缶による
火災事故をなくそう

エアゾール缶などを捨てる場合は、中身を使い切り、有害ごみとして捨てましょう。

使用上の注意点▼エアゾール缶などは、暖房器具などの高温となる場所を避けて保管しましょう▼カセットボンベはカセットコンロ本体に正しく装着されていることを確認してから使用しましょう▼カセットコンロを複数並べて鉄板をのせた

り、カセットボンベカバーを覆うような大きな鍋などを使うことや、練炭などの炭おこしは、燃料ボンベが過熱され、破裂する危険があるので絶対に行わないでください

市では、次の計画案などに関するご意見を市民の皆さんなどから募集します。



お知らせ

パブリックコメント
募集

市では、次の計画案などに関するご意見を市民の皆さんなどから募集します。



市HP

東久留米市GX推進方針
(素案)

私たちが生まれ住むこの地球環境を次の世代に引き継げるよう、市民・事業者・行政が一体となり「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指すため「東久留米市GX推進方針」の素案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

募集期間11月18日(月)～12月9日(月)
閲覧方法期間中に、市政情報コーナー(市役所1階)、企画調整課(同4階)、各図書館、市HPでご覧いただけます(各施設の閉庁日・休館日を除く)

提出方法期間中に(必着、「東久留米市GX推進方針(素案)」と明記して、住所

・氏名・年代・ご意見(書式自由)を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所企画調整課宛て)、FAX(042・470・7804)、Eメール(kakuchosei@city.nigashikurume.g.jp)または同課へ持参で提出を。□頭でのご意見はお受けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、市HPで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

都営住宅(東久留米
市地元割当)の入居
者募集

種類・対象家族向け(2人以上)▼氷川台二丁目(氷川台1-15ほか)11戸(2DK)▼前沢二丁目(前沢2-6)11戸(3DK)▼幸町一丁目(幸町1-9ほか)11戸(3DK)

市では、市民・関係機関・行政が協働して健康づくりを推進する計画の素案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

募集期間11月18日(月)～12月9日(月)
閲覧方法期間中に、市政情報コーナー(市役所1階)、健康課(わくわく健康プラザ内)、各図書館、市HPでご覧いただけます(各施設の閉庁日・休館日を除く)

提出方法期間中に(必着、「東久留米市健康増進計画(素案)」と明記して、住所・氏名・年代・ご意見(書式自由)を記入の上、郵送(〒203-0033、滝山4-13-14市役所健康課宛て)、Eメール(kenko@city.nigashikurume.g.jp)またはFAX(042・477・0033)で提出を。□頭でのご意見はお受けできません。お寄せ

いただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、市HPで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

同課 ☎042・477・0022

マンション管理計画
認定制度

マンション管理計画認定制度は、管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。この認定を受けることで、融資における金利の優遇や税制優遇などのメリットを受けることができます。

※11月上旬に実施された東京都の定期募集に申し込んでいない場合でも申し込み可能ですが、両方に当てはまる場合には、どちらか一方を辞退する必要があります。

案内配布期間・場所11月18日(月)～12月2日(月)(閉庁日時を除く)に、都市計画課(市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センターで)

申込方法・期限12月2日(月)までに(消印有効)、募集案内に同封の申込用紙・申込封筒に必要事項を記入の上郵送、または同課へ持参を。※10月より郵便料金が変わります。貼付する切手をお間違えないようにしてください。

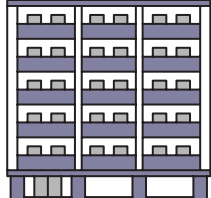
11月23日(土)は終日市役所本庁舎を閉館します



同課 ☎042・470・7762



市HP



11月23日(土)は終日
市役所本庁舎を閉館
します

11月23日(土)は、市庁舎内電気設備の点検などを行うため、館内は停電となります。それに伴い、終日、市役所本庁舎を閉館します。庁舎1階市民プラザ・屋内

6年度明るい選挙啓
発ポスターコンク
ール作品展示

選挙への関心を高めることを目的に明るい選挙ポスターコンクールに応募のあった作品を展示します。6年度は市内の小・中学生から応募があった97点の作品を展示します。

応募作品のうち4点をポスターコンクールの第2次審査を行う東京都選挙管理委員会事務局に推薦しました。

日11月26日(火)～28日(木)
場市役所1階屋内ひろば
選挙管理委員会事務局 ☎042・470・7790



明るい選挙推進
協会HP



犯罪被害者週間

国では、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日～12月1日)を「犯罪被害

者週間」と定めています。同週間は、犯罪被害者などが置かれている状況や名譽生活の平穩への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的としています。

犯罪被害者やその家族の
痛み

傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほか、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができなといった財産的被害や、メディアの取材や周囲の心無い中傷により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる二次的被害に苦しんでいる方々がいます。当事者の置かれた状況や心理状態をよく理解し、再び平穩な生活を取り戻せるよう、寄り添う気持ちを持つことが大切です。

ご相談ください

市では、犯罪被害に遭われた方やご家族からの相談をお受けしています。市の関係部署や各専門機関と連携しながら、問題解決に向けて取り組みます。

関生活文化課市民相談・施設 ☎042・470・7738





公立保育園の保育補助職員(会計年度任用職員)募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。

任用期間任用した日～7年3月31日

勤務時間午前7時～午後7時の間の勤務シフト制

※勤務時間は要相談。

勤務場所東久留米市公立保育園のいずれか

▼はくさん保育園(下里3-12-23)▼はちまん保育園(八幡町2-14-22)▼まえさわ保育園(前沢1-5-30)

募集人数若干名

報酬時給1174円～1256円(勤務日・勤務時間帯による)

※市の規則に基づき、交通費等が別途支給されます。

※健康保険・厚生年金・雇用保険の加入あり(勤務日数・勤務時間による)。

申込期間随時

園子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042・470・774



市HP



職員募集



官公署など

夜間人権ホットライン

東京都人権プラザでは、次の日程で夜間に電話による人権(法律)相談を実施します。人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が1人当たり10分程度電話で相談をお受けします。

☎12月9日(月)午後5時～8時

相談内容人権侵害や、日常生活の法律問題について

無料

相談先電話番号 ☎03・6722・0127

問同プラザ相談室 ☎03・6722・0124、☎03・6722・0125、または ☎(i)pan_sod an@tokyo.jinken.or.jp

同相談室HP

ハロートレーニング(公的職業訓練)を活用して就職につなげよう!



同相談室HP

希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができ、公的職業訓練です。やりがい仕事はあるが経験やスキルがない「入社後すぐに役に立つ専門的・実践的なスキルを身につけたい」などという方には訓練の受講が非常に効果的です。

無料(テキスト代等自己負担あり、一部有料科目あり)

問ハローワーク三鷹職業訓練



練窓 ☎0422・68・8200

eLTAx電子納税が大変便利です



eLTAxHP

地方税共通納税システムでのeLTAx電子納税が大変便利です。

インターネットバンキングなどの納付やダイレクト納付に加えて、クレジットカード納付も可能です。

詳細はeLTAxHP

をご確認ください。

問立川都税事務所 ☎042・523・3171



「からだ気くばりメニュー」店へ行ってみませんか

都では、都民が健康的な食生活を通じて、生活習慣病の予防や生活習慣の改善に取り組める食環境づくりを進めています。そこで、皆さんの健康的な食生活をサポートするのが「からだ気くばりメニュー」です。

からだ気くばりメニューでは、健康づくりに役立つ以下のいずれかの取り組みを行っています。

①野菜たっぷり1食当たり、1日の野菜

シニアのためのやさしいスマートフォン(スマホ)教室

スマホをお持ちでない方から、持っているけどあまり使えていない方などが、基本的な使い方から日常よく使う機能に関する操作などについて学べます。主催者がスマホを用意するため、お持ちでない方もお気軽にご参加ください。

☎会場 5会場。時間はいずれも午後2時～4時

- ①12月2日(月)=浅間町地区センター
- ②12月4日(水)=野火止地区センター
- ③12月5日(木)=南町地区センター
- ④12月6日(金)=八幡町地区センター
- ⑤12月11日(水)=中央町地区センター

対60歳以上の方

定各会場16人(事前申し込み制、先着順)

師スマホアドバイザー

費無料

持スマホ(お持ちの方のみ)、筆記用具

注申し込みが8人以下の場合、開催中止の場合有

他市社会福祉協議会主催

申問11月18日(月)午後1時～29日(金)に、電話で同協議会地区センター担当 ☎042・479・5550(火曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に氏名・年齢・住所・電話番号・受講希望日の連絡を

※申し込み締め切り後、各会場の定員に満たない場合、募集期間を延長する場合があります。



摂取目標量(350グラム以上)の約3分の1にあたる120グラム以上の野菜を使用したメニューを提供しています。

②栄養バランス 主食・主菜・副菜を組み合わせた1食分のメニューを提供しています。

③減塩サポート 減塩食材を使用するなど、減塩に配慮したメニューや工夫に取り組んでいます。

④高齢者に配慮したメニュー 肉・魚・卵・大豆製品を使い、高齢者の食べやすさに配慮したメニューを提供しています。

ぜひ、あなたの食生活にからだ気くばりメニュー店を取り入れてみませんか。下のステッカーが目印です。

◎飲食店の皆さんへ

都ではからだ気くばりメニュー店に取り組むお店を募集しています。前述の①～④の要件に1つ以上取り組んでいただければ可能です。ぜひお申し込みください(④は①～③のいずれかに取り組んでいるお店のみ申し込みが可能です)。

お店の情報は都HPで広くPRするほか、ステッカーなどのPR資料の配布も受けられます。からだ気くばりメニュー店として、



同メニュー店ステッカー

都民の健康づくりに取り組んでみませんか。

申多摩小平保健所HPをご確認ください(多摩小平気くばりメニュー店で検索)

問多摩小平保健所生活環境安全課保健栄養担当 ☎042・450・3111

市民伝言板

会員募集

◆M²スポーツ新体操=☎毎週金曜日午後3時半～7時他☎わくわく健康プラザ ☎入会金1,000円、会費月4,500円他☎学年別で楽しい曲に合わせ練習し、イベントや試合に参加します ☎黒澤 ☎090・1200・6599

◆2001年会(囲碁)=☎毎週月曜、木曜日午後1時～5時 ☎東部地域センター ☎会費年2,500円他☎60歳以上の方、初級者の方が中心です。脳トレにあなたも打ちこみませんか ☎中田 ☎042・479・4302

◆あしたの食卓=☎月2回。第1・第3水曜日午前9時半～午後3時 ☎西部地域センター ☎会費1回700円他☎60歳以上

の男女募集。献立、料理、会食まで自主運営 ☎伊藤 ☎042・475・7908

◆東久留米市中途失聴者・難聴者協会=☎月2回、土曜日午前10時～正午 ☎生涯学習センター他 ☎会費年2,400円(家族割引あり)他 ☎会員を募集しています。詳しい内容はInstagramに載せてます ☎荒井 ☎042・473・6611(氏名、連絡先を記入してください)

催し

◆ゆいまあるカフェ=☎毎月第4土曜日午前10時～正午 ☎ゆいまある(南沢2-3-11) ☎参加費100円他 ☎おいしいコーヒーを飲みながらゆったりとおしゃべりしませんか? ☎袴田 ☎042・479・2307

◆登校拒否・不登校・中退者のための進路学習会(NPO法人オニバスの種)=☎11月24日(日)午後1時半～4時半 ☎成美教

育文化会館3階大研修室 ☎参加費500円他 ☎不登校を経験したこどもの進路を考える学習会です。一緒に学びましょう ☎草刈 ☎080・6568・3757

◆冬の花レッスン(1)クリスマス(2)お正月(マチュール)=☎(1)11月24日(日)・27日(水)(2)12月8日(日)・11日(水)いずれも午前10時と午後1時から ☎清寿フラット1F(東久留米駅北口徒歩3分商店街内) ☎参加費1レッスン3,200円、会場費300円他 ☎90分で季節のおしゃれ花おしえます。各回予約5人(1回のみ参加可) ☎ほんだ ☎042・473・3648

◆第14回バードフォトクラブ写真展(バードフォトクラブ)=☎12月3日(火)～7日(土)午前10時～午後5時 ☎生涯学習センターロビー ☎無料他 ☎可愛い野鳥たちの写真展です。初日は正午から最終日は午後5時まで ☎高岡 ☎090・5768・6544

◆英会話カフェ(ウラウライングリッシュ)=☎11月16日(土)・30日(日)いずれも午後1時半～3時 ☎前沢四丁目の個人宅 ☎参加費各回2,500円(コーヒー・ケーキ付き)他 ☎ネイティブスピーカーのリードで楽しく英語でおしゃべりしましょう ☎浦崎 ☎090・6184・6437

◆文庫開館・プーさんクリスマス会(自治会文庫)=☎12月4日・18日いずれも水曜日午後3時半から、8日・22日いずれも日曜日午後1時から、クリスマス会は22日(日)午前10時半から ☎第二公務員住宅第2集会所(文庫)、第1集会所(クリスマス会) (いずれも大門町2-2-12) ☎無料他 ☎児童書・小説の貸出、花札・将棋、絵本の読み聞かせ、自習室、クリスマス会 ☎小野寺 ☎070・6488・5476